

同意書

- ①ご依頼いただく投資家の皆様は、投資額や投資時期、これまでの回収状況等が異なりますので、依頼者の間でご意見の相違が生まれることが想定されます。破産手続は、投資元本等の債権残額に応じて平等に手続参加及び配当等がなされる手続ですので、投資額の多少等にかかわらず平等に取り扱われることとなります。このような手続きの特性上、依頼者の皆様のご意見をすべて反映させることができないことについては予め異議なくご同意ください。
- ②ご依頼後にCrowdLease社から当職に対し分配等を理由とする金銭の支払いがなされた場合、当職が適切と判断した時期に、依頼者の投資元本の残額に応じて平等に分配する方針ですので、同方針について予め異議なくご同意ください。
- ③投資家の皆様におかれましては、様々なご事情があることを理解しております。しかしながら、それらの事情を全て汲むことは困難です。多数の依頼者の代理人として破産手続等に対応するためには、破産手続に関連する一切の対応を当職に一任いただく必要がございますので、この点について予め異議なくご同意ください。
- ④依頼者の住所、氏名、投資額、投資履歴など、破産申立及びこれに付随する一切の手続に対応するために必要な情報（以下「個人情報等」といいます。）は、当職がmaneoマーケット社に照会のうえ、同社より取得いたしますので、当職による照会及びmaneoマーケット社による回答について予め異議なくご同意ください。併せて、maneoマーケット社において個人情報等の同一性が確認できないときには、maneoマーケット社からご依頼いただく投資家の皆様にご連絡を差し上げることがございますので、この点についても予め異議なくご同意ください。なお、当職においては、maneoマーケットから提供を受けた依頼者の個人情報等を、破産申立及びこれに付随する一切の手続に対応する目的のみで使用し、それ以外の目的で使用することや第三者に開示することは致しません。
- ⑤破産手続開始の決定は裁判所の判断によるものであり、破産申立ての依頼を当職にて受任することは、裁判所の破産手続開始決定が得られることを保証するものではないことについて予め異議なくご同意ください。
- ⑥破産手続が開始され、破産管財人がCrowd Lease社の財産の回収に成功した場合には、その資産は、依頼者を含む全ての投資家に対し債権額に応じて平等に配当されます。その結果、依頼者への配当額が配當時点の残元本を大幅に下回ることも想定されます。この点について予め異議なくご同意ください。
- ⑦当職が受任した破産申立て及びそれに付随する対応についての報酬及び手続費用は依頼者に代わってmaneoマーケット社が支払うことについて予め異議なくご同意ください。
- ⑧破産手続開始の決定は裁判所の判断によるものであり、破産手続開始又は保全処分の申立てを取り下げるよう裁判所から要請される場合がございます。そこで、破産手続開始又は保全処分の申立てを維持することが困難であると当職が判断した場合には、ご依頼いただく依頼者の皆様との委任事務契約を解除させていただきます。この点について予め異議なくご同意ください。

⑨ご依頼前に、「株式会社Crowd Leaseに対する破産申立へのご参加について」、本同意書、「想定されるご質問と回答」及び委任状の内容を熟読いただき、これらの内容を十分に理解した上で、ご依頼ください。

弁護士 高井章光 殿

年 月 日

上記各事項について同意の上、委任契約書記載の委任事項（東京地方裁判所に対し、Crowd Lease社を債務者とする破産手続開始決定申立てを行うこと）を貴殿に委任致しました。

（住所）

（氏名）

印